

エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 令和２年度第２回 議事録

■ 日時：令和３年３月１６日（火）１２：３０～１４：３０

■ 場所：オンライン開催

■ 出席者

・ 出席委員

田辺座長、青木委員、杉浦委員、西尾委員、平山委員

・ オブザーバー

笠間氏（一般社団法人全国ＬＰガス協会）、城口氏（ENECHANGE 株式会社）、
佐藤氏（株式会社東急パワーサプライ）、田中氏（電気事業連合会）、
本荘氏（一般社団法人日本ガス協会）

・ 事務局

江澤省エネルギー課長、内山省エネルギー課長補佐、久保山省エネルギー課長補佐、
羽島課長（みずほ情報総研株式会社）、中川コンサルタント（みずほ情報総研株式会社）

■ 議題

- （１）エネルギー小売事業者の更なる省エネ情報提供の促進に向けて
- （２）小売事業者比較サイトの活用に向けた提言

■ 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料１ エネルギー小売事業者の更なる省エネ情報提供の促進に向けて
- ・ 参考資料１ 省エネ情報提供に関する評価の比較サイトでの活用についての要望
- ・ 参考資料２ 一般消費者へのアンケート結果

■ 開会

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

定刻になりましたので、只今より「令和２年度第２回エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」を開催いたします。ご多忙のところ本検討会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い致します。

前回同様、本日もオンラインでの開催となっておりますので、委員及びオブザーバーの皆様

様のご出席状況のご紹介を兼ねて、音声の確認をさせていただきます。私からご紹介させていただいた後、簡単にお返事をいただけますと幸いです。

本検討会の座長は、

- ・ 早稲田大学 理工学術院 創造理工学部 建築学科 教授 田辺新一様
です。田辺様、どうぞよろしくお願い致します。

○田辺座長

田辺です。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

続きまして、委員の皆様をご紹介致します。

- ・ 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事 東日本
支部支部長 青木裕佳子様
青木様、聞こえますでしょうか。

○青木委員

青木です。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

続きまして、

- ・ 慶應義塾大学 文学部 人文社会学科 教授 杉浦淳吉様
杉浦様、聞こえますでしょうか。

○杉浦委員

はい、聞こえます。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

- ・ 一般社団法人 電力中央研究所社会経済研究所 上席研究員 西尾健一郎様
西尾様、聞こえますでしょうか。

○西尾委員

はい、西尾です。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

- ・ 株式会社 住環境研究所 主任研究員 平山翔様。
平山様、聞こえますでしょうか。

○平山委員

はい、住環境研究所の平山です。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

また、オブザーバーは、

- ・ 一般社団法人 全国 LP ガス協会 保安・業務グループ グループ長 笠間英樹様
笠間様、聞こえますでしょうか。

○笠間オブザーバー

はい、笠間と申します。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

続きまして、

- ・ ENECHANGE 株式会社 代表取締役 CEO 城口洋平様

城口様、聞こえますでしょうか。

○城口オブザーバー

はい。宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

続きまして、

- ・ 株式会社 東急パワーサプライ 企画室 企画推進グループ長 佐藤美紀様

佐藤様、聞こえますでしょうか。

○佐藤オブザーバー

はい、聞こえております。どうぞ宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

- ・ 電気事業連合会 業務部長 田中剛宏様

田中様、聞こえますでしょうか。

○田中オブザーバー

電事連の田中と申します。本日は宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

- ・ 一般社団法人日本ガス協会 業務推進部長 本荘崇久様

本荘様、聞こえますでしょうか。

○本荘オブザーバー

ガス協会の本荘です。本日は宜しくお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

続きまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

配布資料は、議事次第、委員名簿、【資料１】エネルギー小売事業者の更なる省エネ情報提供の促進に向けて、【参考資料１】省エネ情報提供に関する評価の比較サイトでの活用についての要望、【参考資料２】一般消費者へのアンケート結果、となっております。なお、【参考資料２】については、本日配布をしておらず、説明も行わない予定ですが、先日議論させていただいた一般消費者へのアンケート結果の元データであり、本検討会のホームページに公開させていただく予定となっております。

次に、本日の議事次第についてですが、お手元の議事次第の「３．議題」のとおりとなっております。

それでは、ここから議事に入らせていただきたいと思います。なお、議事の円滑な進行のため、いくつかお願い事項がございます。

- ① ご発言者以外は、マイクをミュート、ビデオをオフにしてください。
- ② ご発言を希望される際は、チャット機能でお知らせください。

③ ご発言いただく際には、冒頭にお名前を仰っていただければと思います。

お願いばかりで恐縮ですが、ご協力の程、宜しくお願い致します。

それでは、以降の議事進行は、田辺座長にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

○田辺座長

どうもありがとうございます。それでは、これより議事に入りたいと思います。本日の進め方ですが、資料 1、参考資料 1 についてそれぞれご説明があった後に、議論等をさせて頂ければと思います。まず、資料 1 について、省エネルギー課久保山課長補佐より説明をお願いします。

(1) エネルギー小売事業者の更なる省エネ情報提供の促進に向けて

○久保山省エネルギー課長補佐

省エネルギー課の久保山でございます。まず資料 1 についてご説明をさせていただきます。P.1 本日の議題でございますが、前回の検討会において一般消費者の更なる省エネ行動を促すための有効な情報や提供方法について、アンケート結果を基に議論を行いました。本日の議論では前回の議論を踏まえつつ、以下 3 つの事項についてご議論いただきたいと思いますと考えております。

1 つ目は、経済産業省告示に定めている情報について努力義務を課している状況ですので、努力義務の遵守の徹底について、特に契約件数が 30 万件以上の小売事業者の情報提供の実施状況の公表及び国への報告の徹底についてご議論いただきたいと思いますと考えております。

2 つ目は、一般消費者へ提供すべき省エネ情報の内容と提供方法の見直しについて。具体的には、指針の見直しを行うことを考えております。

3 つ目は、エネルギー小売事業者の評価スキームの詳細と試行運用の具体的方法等についてご説明したいと考えております。以上 3 つが本日の議題となります。

まず 1 つ目、P.3 からとなります。現在指針で定めている情報の提供について、確実に実施していただきたいと思いますと考えております。ページの下に点線で囲った部分は、前回委員の方々から頂戴したご意見となります。契約件数が 30 万件を超えた事業者であっても省エネ情報提供の実施状況の公表や国への報告がない小売事業者が一部いらっしゃるということで、指針で定めている努力義務の遵守の徹底が必要ではないか、とご意見いただきましたので、対応を本日議論したいと考えております。もう 1 つが、努力義務を順守するためには国から小売事業者に対しても情報提供を行っていただきたいとの意見がございましたので、国から省エネ関連情報をエネルギー小売事業者の方々に共有することをしっかりと行っていきたいという方針を提示しております。

P.4～P.5 は前回お示ししたもので、指針の具体的な記載と現在報告をいただいている小売事業者の一覧でございます。電気事業者、都市ガス事業者からはご報告いただいておりますが、おそらく他にも契約件数 30 万件を超える事業者は存在すると考えられますので、努

力義務の遵守の徹底を行っていきたいと考えております。

P.6からは具体的な対応案となっております。まず努力義務の遵守の徹底に向けて、資源エネルギー庁から関連団体へ周知を行っていきたいと考えております。これについてはすでに2月の下旬から進めており、新電力連絡会や電事連様、日本ガス協会様、全国LPガス協会様と意見交換の場を設けて周知を行っております。もう1つの段階としては、団体を通じた周知の他、個社へのヒアリングをしっかりと行い、契約件数30万件を超えているが報告がない事業者の実態把握を行いたいと考えております。実態把握についても3月16日時点で電気、都市ガス、LPガスのそれぞれ1社ずつにヒアリングを実施しており、引き続き進めていきたいと考えております。3つ目ですが、こうした周知・ヒアリングを通じて可能な限り報告をしていただきたいが、なお報告がない場合は小売契約件数が30万件を超える事業者については、経済産業省で特定可能な範囲で資源エネルギー庁のHPで公表して努力義務対象事業者及び努力義務の遵守事業者の両者を可視化することとしたいと考えております。また、努力義務の対象は小売契約件数30万件以上の小売事業者ですが、30万件未満の事業者についても国への報告があれば、努力義務順守事業者として資源エネルギー庁HPで公開したいと考えているため、積極的に報告をいただきたいと考えております。

P.7は参考です。一部の事業者において勘違いされている方もいらっしゃいますが、特定事業者・非特定事業者のどちらも努力義務の対象となっております。特定事業者の場合は定期報告書と併せて提出していただくことになっておりますが、非特定事業者であっても報告可能なように報告様式を整備しておりますので、この様式に従って資源エネルギー庁へご提出いただきたいと考えております。

P.8は国から小売事業者に対する省エネ関連情報の共有強化についてです。前回特に指針(4)で定める省エネ設備の性能や助成制度については、国や公的機関で情報を集約・整理して提供してほしいとのご意見がございました。こうした情報は現在も資源エネルギー庁のHPや既存のガイドライン等で公開しているものもございますので、まずはこちらをご活用いただきたいと考えております。その上で、資源エネルギー庁と関係団体との意見交換の場を定期的に設け、その場で省エネ関連情報をしっかりと共有していくことも進めていきたいと考えております。

以上が1つ目での議題である省エネ情報提供に関する努力義務の徹底についてです。続いて2つ目の指針で定める省エネ情報の内容及び影響方法の見直しについてです。

P.10は前回示した通り、現在指針で定めている5項目の内容となります。この情報が一般消費者の省エネを促すために有効であるか、追加的に必要な情報はないか、という点について一般消費者向けアンケートによって調査を致しましたので、本日は追加的な情報についてご議論いただければと思います。

P.11が具体的な追加的な情報となります。まず1つ目は関連情報の追加です。アンケート調査で明示的に示されたものではございませんが、家庭におけるエネルギー消費量は所有機器や使い方の他に、特に外気温のような外部要因によっても大きく変動するのではな

いかと考えております。夏と秋ではエネルギーの使い方は大きく異なることは当然かと思っておりますので、このような外部要因と省エネ行動をしっかりと切り分けた上で情報提供をするべきではないかと考えております。

具体的には指針（１）、（２）の情報に併せて気温による影響等の背景情報を提供することが重要かと思っておりますので、現行の指針で定めている省エネに資する情報と併せて気温影響等の関連情報を提供することを指針で定めたいと考えております。図に情報追加のイメージを示しておりますが、当該月のエネルギー使用量と前年同月値との差に加えて、平均気温と前年同月平均気温、さらには気温の影響というのを提供できないかと考えております。イメージとしては平均気温低下によるエネルギー消費量の増加と増エネ行動によるエネルギー消費量の増加を切り分けて提示したいと考えております。他方で技術的な要素が必要となりますし、一般消費者が受け取る情報として情報過多になるというご指摘もあるかと思っておりますので、本日の検討会でしっかりと議論していただきたいと考えております。

P.12 は類似世帯との比較の追加です。前回の検討会でもありましたが、ナッジの観点からも省エネ促進効果の高い情報であることが示されておりますので、指針に明示的に規定をして情報提供を行うこととしてはどうかと考えております。

P.13 は内容ではなく情報提供方法の改善となります。現在の指針では情報提供の内容のみを定めておりますが、どのような方法で提供するかは事業者の自主性に委ねられております。前回のアンケート調査の結果では、指針（１）、（２）については確実に一般消費者へ伝わっている一方、指針（３）、（４）は一般消費者へ十分に伝わっていないことが分かりました。背景には指針に定める情報が一つに集約されて掲載されておらず、一般消費者が一度に確認できないことが一つ挙げられるのではないかと考えております。実際、小売事業者のHPを確認すると、指針（１）、（２）は会員サイト、指針（３）、（４）はHPで公開している例もございました。指針で定めている情報というのは、組み合わせて一般消費者へ提供することで、消費者の理解がより進むと考えられますので、指針に定める情報について一つに集約して提供することを原則としてはどうかと考えております。P.14 は前回示した指針の認知度です。

P.15 は具体的な指針の改正案となります。あくまでイメージですが提示しております。指針（１）、（２）には気温影響の情報を追加することを規定するとなっております。２．が類似世帯との比較、３．が情報を一つの媒体に集約化して提供することを明記したものととなります。少し段差を付けておりまして、１．は「努めなければならない」と努力義務を明確に規定しておりますが、２．及び３．は「努めるものとする」と一般的な規範として示しております。

以上が２つ目の議題の指針の見直しについてとなります。続いては３点目、エネルギー小売事業者の省エネ取組の評価スキームについてとなります。

前回示しましたが、アンケート調査において、省エネに役立つ情報として小売事業者の省エネサービスの充実度に関するランキング制度が挙げられておりました。これに従い、事務

局において具体的なスキームを検討いたしました。P.17 の図がイメージとなっておりますし、論点である国への報告内容や評価の基準、公表方法について議論していただきたいということで前回お示ししました。その中でスキームについては評価方法等の確立に時間を要するというので、試行的な運用を行う方針についてもお示ししました。

P.18 は前回委員の方に頂いたご意見になりますが、1 ポツ目にある通り、現行の指針で定めている情報と評価スキームにおける加点事項に若干重複が有るのではないかとのご指摘がございました。したがって今回我々の方で情報提供の内容や提供方法について整理を行いました。P.19 にございますが、具体的には評価スキームにおける「内容」と「提供方法」を2つに分けて、それぞれマトリックス形式にしております。濃い青の部分が基礎点として指針で規定している内容、薄い青の部分が加点として指針では規定していないが情報提供が望ましい内容を示しております。横軸の提供方法についても同様に、濃い赤が基礎点として指針で規定しているもの、加点の部分が指針には規定していないが情報提供の方法として望ましいもの、となっております。このような形で重複がないような評価スキームを確立したいと考えております。

P.20 は情報の内容となります。先ほど申し上げた通り、指針で定める事項は一般消費者へ提供していただきたい基本的な情報となるため、評価スキームにおいては基礎点とすることを考えております。加点部分については、努力義務として規定するのは難しいが提供することでより消費者の省エネを促す上で有効と考えられるため、このように設定しております。本日は、基礎点・加点の切り分け方やその他追加すべき項目等についてご議論いただきたいと考えております。

P.21 は前回頂いたご意見です。

P.22 は提供方法の具体的な事項です。こちらにも内容と同様に濃い部分を基礎点としておりますのは、指針で定めている事項となりますので確実に行っていただきたいものとなっております。加点部分は、全ての事業者に努力義務として課するのは難しいが、この提供方法により省エネが進むと考えられる事項となっております。具体的には左から、消費者の省エネ意識が高まるタイミングによるプッシュ型で情報を提供する場合や世帯人数や機器等の個人の情報をカスタマイズして情報提供を行う場合、提供情報がどの程度消費者に閲覧されているか等の効果検証を行っている場合は加点、と考えております。

P.23 は前回頂いたご意見です。

P.24 は前回示した内容ですが、評価スキームで事業者に点数を付けてそれを星を使ったランク分けをすることも考えております。左側が主なランク分け案となっております。80点以上であれば星が5つ、10点以上50点未満であれば星が1つ、という形でのランク分けを検討しております。右側の枠部分は前回と同様ですのでご参考とさせていただきます。

P.25 は具体的な評価スキームの配点についてとなります。100点満点ではなく120点満点としており、基礎点：50点、加点：70点と付けております。具体的な配点については次のP.26でご説明します。こちらは架空の事業者を用いた例となりますが、例えば指針(1)

に定める情報を提供していれば 8 点がつきます。指針（2）から類似世帯比較まで同様に提供していれば 8 点、していなければ 0 点となります。その上で新たに追加を検討している集約性については、一つにまとめていけば 10 点として評価します。例の事業者の場合、指針（1）、（2）、（5）が会員制サイト、指針（3）、（4）が企業 HP で提供されているため集約性がないとして 0 点となります。横軸の加点では、例えば毎月のエネルギー消費量の前年同月値を省エネ意識の高まるタイミングで提供していれば 5 点となります。縦軸の加点部分では、例えば時間毎のエネルギー消費量の見える化に関する情報提供を行っていれば 4 点がつき、これを更にプッシュ型で提供すれば 5 点が加点されます。出来る限りシステムチックに採点をしていきたいと考えております。あくまで事務局による一案なので、今後の施行スキームにおいても配点については検討する予定ですが、本日時点での採点方法案について議論していただきたいと考えております。

P.28 は評価スキームの本格運用に向けた流れをご説明します。採点方法を含めて事務局で案を作成しておりますが、当該案で適切な評価ができるかについては疑問が残るかと思っておりますので、まずは評価スキームの確立に向けてアンケートを通じた試行的な運用を実施したいと考えております。具体的な進め方としては、まずは様式案を確定させます。評価スキームを運用するに当たっては、事業者が国へ提供する様式は可能な限り事業者の負担のない形でと考えておりますので、関係団体と資源エネルギー庁で議論をして様式案を 4 月までに確定させたいと考えております。様式案が確定しましたら、事業者へ任意のアンケートを実施したいと考えております。その次のステップとしては、アンケート結果について第三者委員会において評価を行うことやアンケート結果の公表、必要に応じて評価基準の見直しを 1 年間かけて行いたいと考えております。その上で指針・様式の告示改正やガイドラインの改正を行い、小売事業者がどのような情報を提供すれば評価されるのかを明確化した上で本格運用を開始したいと考えております。本格運用は令和 4 年度 4 月からを予定しております。なお、本評価スキームと並行して現行の指針に基づく情報提供の実施状況の報告は通常通り行っていたいただきたいと考えております。定期報告書と同時に提出する場合は令和 3 年 7 月末までとなりますので、確実に実施していただきたいと考えております。

P.29 はアンケートの実施についてです。今回の施行スキームは制度に基づいた報告徴収ではなく大手エネルギー小売事業者の皆様に対しアンケートを発出し、任意での回答を求める形としたいと考えております。各団体を通じてアンケートを発出し、得られたアンケート結果を基に評価基準の見直しや配点について改めて検討することを考えておりますので、可能な限り多くの事業者に回答をいただきたいと考えております。各団体で提出するアンケートの数に偏りがあると、いずれかに有利な形で評価基準が決まってしまう可能性もございますので、幅広く周知をしていただきご協力いただきたいと考えております。

P.30 は現在議論・検討しているアンケート様式のご案内です。各業界団体様と個別にやり取りさせていただいておりますが、この形をベースに可能な限り事業者様が報告しやすい様式とした上でアンケートを行いたいと考えております。

P.31 は評価の主体であり、前回お示しした内容となります。国による評価と第三者委員会による評価の 2 つの案を提示しましたが、P.32 の通り、評価に当たっては専門的な知識が必要と思われますので、評価の主体は第三者委員会を設置して行うことを検討しております。具体的には本検討会のように有識者数名を招集して、評価を行うことを考えております。図は施行スキームの実施イメージです。まず国からアンケートを送付して情報提供状況の回答をいただきます。その内容を第三者委員会で評価し、フィードバックを行います。本アンケート結果を踏まえた評価基準等の見直し案を本検討会へ報告し、告示改正に繋げていくことを想定しております。

P.33 は評価の公表方法です。後ほど ENECHANGE 様より活用方法等についてご提示いただけたと思いますが、資源エネルギー庁 HP での評価の公表を検討しております。

P.34 は施行スキームにおける公表方法についてです。施行スキームとなりますので、全ての事業者のアンケート結果を公表するのは難しいと思われますので、第三者委員会で評価した個社の内容を事前に小売事業者へ通知し、公表可否を連絡いただき、公開可能な事業者のみ資源エネルギー庁 HP にて公表したいと考えております。他方で全体の集計結果、例えば業界ごとの報告事業者数、評価の分布、平均点数等の個社が特定されない情報は公開したいと考えております。

以上が事務局からの説明です。

(2) 省エネ情報提供に関する評価の比較サイトでの活用についての要望

○田辺座長

それでは続いて参考資料 1 について、ENECHANGE 株式会社城口様よりご説明をお願い致します。

○城口オブザーバー (ENECHANGE)

ありがとうございます。まず P.2 から省エネ情報提供状況に関する情報の活用例をいくつか紹介しております。

P.3 には当社の方針を書いております。本資料には例として最大できる活用方法を書かせていただいておりますが、実際に活用していくかについては消費者からどれだけ求められるかによるかと思っております。当社には基本的に多様なデータがストックされておりますので、お客さまがどれだけ関心を示しているかというデータに基づいて最終的に判断していくものと考えております。また P.3 の 3 ポツ目にもあります通り、小売事業者様におかれましても、お客さまからの反応が良ければ積極的に開示されると思いますし、お客さまがあまり関心を示さなければ最低限の情報開示に留めるのではないかと思います。繰り返しますが、最終的には消費者からどれだけ反応が有るかが重要なポイントだと考えております。

P.4 ですが、当社の場合電気会社の絞り込みのフィルターを設けており、「解約金・違約金

無し」や「特典がある」といった選択肢がございますが、こちらに「省エネ情報の提供の有無」を設け省エネ情報の提供状況が一定の基準を満たす会社を絞り込むことが出来るようにすることは可能かと思えます。

P.5 ですが、当社は電力会社のおすすめ度を 5 点満点で評価をしております。現在は電源構成の開示状況等に基づいて評価をしておりますが、こちらに「省エネ情報を提供」を点数の中に加えておすすめ度に加味することも可能です。

P.6 ですが、当社は電力会社ごとのまとめページを設けておりまして、そこに「どのような省エネ情報を提供しているか」について詳細に書くことが可能です。P.7 も同様の内容になりますが、サービスの特徴として現状は電源構成等を記載していますが、各指針に基づく省エネ情報の提供状況等について詳細に記載できると考えております。

最後に P.8 ですが、当社は例えば「グリーンな電力を販売している事業者」といったまとめページを作成しておりますので、同じように「省エネ情報が充実した事業者」の特集ページを用意することも可能と考えております。

以上のように活用事例をご紹介致しましたが、活用に当たっての要望について P.9 以降に書かせていただいております。具体的には P.10 の 4 点になります。まず 1 点目ですが、活用する為のデータは定期的な更新が必要になりますので、国から公表・提供される情報においては可能な限り集計・分析等がしやすい形でご提供いただきたいと考えております。2 点目は、ユーザー側へ分かりやすく訴求する必要がございますので、各項目の評価項目の開示等をご検討いただければと思います。3 点目は、非常に重要と考えております。現状はアンケート形式によって情報提供状況を把握することをご検討いただいておりますが、個人的には上手くいかないのではないかと考えております。消費者へ訴求できるという点においては、実際にユーザーがどのような情報提供を受けられるのか具体的にイメージできる必要があります。アンケート形式に加えて、例えばユーザーが確認できるようなデモアカウントを作成していただくなど、ユーザーが実際にどのような情報提供を受けられるのか分かるような仕組みにしていきたいと思います。アンケートの結果を整理しただけの情報を提供されたとしても、ユーザーには反応されず結果として小売事業者もこれ以上情報提供をしなくなるのが明らかなです。デモアカウントの作成にまで踏み込んだ情報提供を行うような仕組みにしていいただければと思います。最後ですが、データは定期的に更新していただくことになるかと思えますが、こちらもデモアカウントがあれば解決可能かと考えておりますので、意味のあるアンケート等を活用する私たちとしてはお願いしたいと考えております。

長くなりましたが私からは以上となります。

○田辺座長

大変魅力的な資料のご提示、ありがとうございました。それでは、資料 1 及び参考資料 1 について、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。まず委員の皆様、いかがでしょうか。もしよろしければご指名させていただければと思います。平山委員、いかがでしょうか。

○平山委員

平山です。指針の見直しについて何点かコメントさせていただきます。

まず資料 1 の P.11 にあります外気温の影響に関する情報の追加です。エネルギー消費量の分析をする際にまず外気温の影響というのは考慮しますので方向性としては良いと思います。他方で、この情報を指針に定めて努力義務とするかどうかは慎重な判断が必要と考えております。先ほど久保山補佐からの言及がありました通り、技術的に難しい部分があるかと思います。やろうと思えば出来るかと思いますが、例えば新電力は顧客の地域が分散しているため、情報収集の負荷が大きくなりますし、外気温の影響を分析することも難しいと思います。また、それらの情報を提供されて消費者が受け止められるかという点も不安要素の一つです。また外気温以外にも検針日数もエネルギー消費量に影響を与える要因ですので、個人的には検針日数と平均気温を合わせて加算要素としてはどうかと思います。

次に P.12 の類似世帯との比較についてです。類似世帯との比較というのは、私自身様々な実証を行ってきて、最も省エネ行動を促す有効な情報と考えております。一方で、比較対象が情報を受け取る人の実情に合っていないと信頼性に欠け、反感を買う恐れがあります。また、エネルギー消費量が平均よりも少ない消費者の場合、逆にエネルギー消費量を多くしてしまうというブーメラン効果が発生する懸念もございます。

続いて P.13 の情報提供の集約についてです。P.14 にもある通り、毎月の消費量の前年同月値は認知度が高いとのことですが、要因としては検針票を用いて情報提供をしている事業者が多いことが考えられます。検針票から Web サイトへ移行していく中、リッチな情報が会員制サイトやアプリ等で受け取れるようになるのは良いことかと思いますが、Web サイト等へアクセスしない人には情報が届かなくなってしまうと、本来の目的から逸れてしまいます。この点については、紙等の別媒体による提供も必要になるということも留意点として挙げておきます。以上です。

○田辺座長

ありがとうございました。西尾委員、いかがでしょうか。

○西尾委員

西尾です。全体の報告性については今までの議論を踏まえて、色々と工夫されているなと思いました。前回の検討会で努力義務の遵守の徹底に向けた対応について意見しましたが、関係団体への周知や個社へのヒアリング、HP の公開など、具体的な対応を検討いただきありがとうございました。私からはコメント 1 つと質問を 1 つさせていただければと思います。

コメントですが、平山委員の気温影響に関するコメントと同様のことを感じております。外気温の情報を含める意図は理解できますが、外気温を表記するだけではエネルギー消費量への影響が理解しづらいかもかもしれません。情報過多の観点からも、本来指針（１）、（２）の情報など気温影響以外にも確認してほしい情報はありますので、気温情報を「及び」という形で併記してしまうと、指針（１）、（２）の情報の確認がおろそかになり、省エネ効

果が得られなくなる可能性もございます。気温の情報を加えることで省エネ効果が得られるというエビデンスが固まってくれば検討する必要がありますが、私が知る限りでは明確なエビデンスがございませんし、有名なオラクル社の実証においても標準実装には至っておりません。よって、創意工夫として評価することで取り組みを促していくことが現実的なアプローチかと思います。

質問は P.20 の「※」部分に「都市ガス事業者と LP ガス事業者は除く」とありますが、P.25 の配点においてどのような評価を行っていく方針なのかをお伺いしたいと思います。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。コメントやご質問についてはまとめて事務局より回答をお願いしたいと思います。続いて、杉浦委員いかがでしょうか。

○杉浦委員

はい。情報が国の Web サイトから提供されることは非常に重要と考えております。平山委員からもご発言がありましたが、今後検針票が個々に配布されなくなると、消費者自らが情報にアクセスしないと、自身のエネルギー消費状況を把握できなくなってしまう。Web サイトによる情報提供は、自らアクセスする人にとっては便利であるが、アクセスしないと情報は放置されてしまうという特徴があります。これは必ずしも良くないということではなく、必要になれば Web サイト等に情報がある、入手できるという環境が大切だと思います。消費者が直接アクセスしなくても、例えば比較サイトやマスメディアによる間接的な情報提供も有効だと思います。その場合、国が提示する情報というのは信頼性が高く公正であることが重要になると思います。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。青木委員いかがでしょうか。

○青木委員

青木です。P.3 に契約件数が 30 万件を超える事業者に確実に報告を行っていただくとありますが、小売事業者のうち 30 万件を超える事業者がどの程度いるのか把握する必要があると思います。また P.8 にあるように、国の方から省エネ関連情報の共有を強化していただけることで私どものような一般消費者向けに講演を行う際にも、このような情報を活用させていただくことが出来るかと思います。

外気温についてですが、自宅の断熱性に結び付けるなど、なぜ外気温の情報を付記するか説明があると有難いと感じました。類似世帯の比較については、情報としては必要かと思います。一方で、消費者の中には個別データを監視されていると感じる人もいますので、どのようなデータを用いて分析をしているかを明示する必要があると考えております。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。それでは事務局よりご質問等への回答をお願いします。

うか。

○久保山省エネルギー課長補佐

省エネルギー課の久保山です。まず質問を2点頂戴しましたので、お答え致します。

西尾委員からのご質問で、P.20の「電源構成の開示」と「上げDR・下げDR等を促す情報」について都市ガス事業者とLPガス事業者をどう評価するかですが、基本的には電気事業者のみ評価の対象となると考えております。そうすると評価点が異なってしまいますが、P.33の通り、電気事業者、都市ガス事業者、LPガス事業者をそれぞれ分けて評価する方針です。よって点数の配分も業界ごとに変えていく必要があると考えております。

青木委員からのご質問で、契約件数30万件を超える事業者の規模についてですが、国が報告徴収で集めているデータでは把握しきれていないのが実情です。個社がHP上で公開している情報をベースに試算しております。すべての事業者とはなりません事務局が把握している数としては、電気事業者は20社程度、都市ガス事業者は12～13社程度、LPガス事業者は数社となっております。質問への回答は以上となります。

いくつかコメントもいただいております。まず外気温の部分ですが、方向性は良いが指針に規定するのは慎重な判断が必要とのご意見をいただきました。こちらについては、事業者の負担感と省エネ効果を考慮して検討していきます。オブザーバーのご意見を聞きながらではありますが、例えばガイドラインに気温に関する情報提供を行うことで消費者の省エネ行動が進むといった記述をすることや、実際に行っている事業者がいればベストプラクティスとして紹介することもあり得ると思っております。

もう一つ、青木委員から断熱性能も重要ではないかとのご指摘がございました。家庭でのエネルギー消費量というのは、家やエネルギー消費機器の性能、外気温等の外的要因、機器の使い方の3要素で決定すると考えております。家や機器の性能については、情報提供を行うことで短期的に改善が進むということではないですが、使い方については改善されていくのではと考えております。他方で3要素をそれぞれの消費者の実態に合わせて提供するというのは難しいのではないかと考えております。類似世帯との比較を突き詰めていけば、機器やその使い方、気温といった情報を複合的に提供していくものになっていくかとは思いますが、技術的に可能かという点も含めてオブザーバーの意見を聞きながらあるべき情報提供のあり方を検討していきたいと思っております。

○江澤省エネルギー課長

今の説明について補足させてください。エネルギーの使用状況を消費者へ分かりやすく伝える際に、3つの要素があるという説明がございました。外気温のように個人の努力では制御できない要素、機器等の性能による要素、機器の使い方による要素に分けますと、外気温のような制御できない要因については、可能な限り影響を排除した状態で比較をしたいと考えております。その際、青木委員からご指摘いただいた断熱性についてですが、断熱性がよれば省エネになって当たり前と捉えられてしまうと省エネを頑張った実感が湧かないのではないかと考えております。例えば冷蔵庫の買換えや窓を一枚追加したといった取組

についても省エネ効果が出たということを実感していただくために、断熱性能等の影響を排除するのではなく、省エネ努力の一つとして評価したいと考えております。以上です。

○田辺座長

ありがとうございました。それではオブザーバーの皆様に移りたいと思いますが、その前に ENECHANGE 様の資料について私よりコメントさせていただきます。

ENECHANGE 様にご提示いただいたような取り組みが進むのは大変素晴らしいと思います。2050 年カーボンニュートラルに向けては、再エネの導入だけではなく、まずは省エネを如何に進めるかが重要です。エネルギー小売事業者を選定する際に ENECHANGE 様のような Web サイトがあると、消費者にとっては非常に助かると思います。また国の情報を乗せることで信用度も上がると思いますので、是非国の方もこのような取り組みを行っていただける事業者を褒めてあげるようなことがあるといいのかなと思いました。非常に前向きなご提案をいただいて、私も感心しております。

それではオブザーバーの皆様にご意見いただければと思います。笠間オブザーバー、いかがでしょうか。

○笠間オブザーバー（全国 LP ガス協会）

P.8 に国からの省エネ情報関連情報の共有の強化につきましては、こちらを活用して今後情報提供を行って参ります。

P.28 の評価スキームの本格運用に向けた流れですが、アンケート結果や検討会等の議論を通じてより良い評価スキームにしていいただければと思います。LP ガス事業においては、価格は自由料金となっておりますので、その点ご留意いただけますと幸いです。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。是非 LP ガス業界様におかれましては積極的にご参加いただければと思っております。

それでは、城口様いかがでしょうか。

○城口オブザーバー（ENECHANGE）

基本的には参考資料 1 にてご説明差し上げた通りです。消費者へどれだけ分かりやすく省エネ取り組みの効果を実感していただけるかが、大変重要だと思っております。例えば情報がスマホの画面で見られるか、といった細かい点にも気も重要です。一部の事業者では旧来システムのままで、PC だと綺麗に確認できるがスマホだと画面が崩れてしまうといった例も多く存在します。先進的な事業者においては契約すると同時に会員サイトの登録を行う仕組みになっておりますが、一部の大手事業者ではパスワード等を郵送で受け取るといった手続きも存在すると聞いております。契約と同時に省エネ情報が掲載されている Web サイトがスムーズに確認できるような仕組みや、スマホで確認できるようなシステムといった消費者目線での情報提供が行われるということが極めて重要だと思っております。既に消費者目線での情報提供をされている事業者も多くありますが、経済産業省の皆様だけでなく我々 ENECHANGE でさえ、実際にどの会社がどこまで情報提供ができていますのか

については、実態が把握しにくい状況です。実際にその事業者の顧客にならないと情報提供の内容が分からない仕組みになっております。ENECHANGE では実際に社員が分担して契約して 50 社程度の情報開示内容を確認しておりますが、日本には 50 社以上のエネルギー小売事業者が存在しておりますし、地域的な事業者の場合は都内には契約できないこともございます。まさに第三者機関がきちんと確認できるようなデモアカウントの開発や提供等していただき、実効性のあるモニタリングと本件の議論は是非セットにして行っていただきたいと考えております。以上です。

○田辺座長

貴重なご意見ありがとうございました。契約者以外がデモアカウントで確認できるようにするというのは、貴重なご指摘かと思います。

それでは東急パワーサプライの佐藤様お願い致します。

○佐藤オブザーバー（東急パワーサプライ）

東急パワーサプライの佐藤です。まず第 1 回の検討会において発言した省エネ関連情報の強化について取り上げていただきありがとうございます。事業者が正確な省エネ情報を把握する選択肢が増えることで情報掲載に弾みがつくと考えております。

指針の見直し案の比較情報についてコメントさせていただきます。顧客に対し効果的な類似世帯との比較情報を提供するためには、事業者側が比較分析の設計に関する十分な経験やノウハウが必要だと思います。省エネ関連情報と同様に、例えば、一般的な世帯のエネルギー消費量の統計値や比較分析事例を公表していただけると、事業者は取り組みやすくなるのではないのでしょうか。まずは一般的な事例を参考にしながら比較表示に着手し、年々経験・ノウハウが蓄積されていけば、次第に独自の比較が出来るようになると思います。

続いて加点点項目についてコメントさせていただきます。まず省エネ意識の高まるタイミングについてですが、資料では顧客ごとのタイミングに合わせて情報提供を行う事例が記載されておりました。当社では、季節の変わり目やお休み期間等にエネルギー消費量への関心が高まる生活者が多いことを想定し、そのタイミングにて省エネに資する情報提供を行っております。顧客ごとの情報提供に拘らず、事業者がこれまでの経験から生活者の感度が高まるタイミングを考慮して情報発信を行うことについても柔軟に評価していただければと思います。最後にその他の創意工夫に関して、事業者の省エネ情報提供について顧客認知を促す取り組みも評価対象になるのではと考えております。当社はお客さまの電力消費量グラフの閲覧を促す取り組みとして、新規契約者に対しスマートフォンアプリの使い方等を説明したチラシを配布しております。さらに、スマートフォンアプリの機能の一つとしておトクなキャンペーンやプレゼントや簡単なゲーム機能を持たせることにより、結果として多くのお客さまが弊社のスマートフォンアプリを利用し、自然な流れで電力消費量や省エネ情報をご覧になる取り組みも行っております。このような取り組みも柔軟に評価していただけるような評価システムをご検討いただければと思います。以上です。○田辺座長

佐藤様ありがとうございました。先ほど議論にありました、例えば第三者機関がデモアカ

ウントを通じてミニゲーム等を体験する可能性はございますでしょうか。

○佐藤オブザーバー（東急パワーサプライ）

システム制約があるかは確認しますが、デモアカウントが用意できれば是非ご体験いただきたいと思います。

○田辺座長

私もどんなものか体験したくなりました。ありがとうございました。

それでは、電事連の田中様お願い致します。

○田中オブザーバー（電気事業連合会）

はい。私からは3点コメントさせていただきます。

まず P.11 の気温影響の情報提供についてですが、各家庭で使用している機器や生活スタイルが異なることを踏まえ、信頼性のある気温影響による分析を全ての事業者が行うことはハードルが高いと感じております。ついては気温影響については基礎点としての評価ではなく、事業者の創意工夫として加算評価側で考慮すればよいのではと考えております。それから「※」の気温については県別の月平均を基本とするの方針が示されておりますが、地域別や最低・最高気温を表示している事業者も存在しますので、幅広く各社の自主性を認めていただければと思います。2点目は類似世帯の比較情報の追加についてです。精度の高い類似世帯比較については課題があると思っております。基礎点として評価するのであれば、比較内容や方法を幅広く評価していただきたいと考えております。

3点目の情報の集約性は、システム改修に相応のコストと期間が必要になりますし、サイト構成に制約が生じることのないように、例えば指針（1）、（2）が提供されている会員サイトに指針（3）、（4）の情報のリンク先を貼り付けるといった対応も認めていただきたい。

いずれにしても、引き続き省エネ情報の提供は行っていきたいと考えております。今回試行的に評価スキームが運用されていくとのことですが、適宜事業者の声を聞いていただきながらより良い制度にしていいただければと思います。最後になりますが先ほど ENECHANGE 様よりご指摘のあった消費者目線の情報提供を行うという点では改善が必要と思っておりますので、しっかり対応してまいります。以上です。

○田辺座長

ありがとうございました。それでは日本ガス協会の本荘様、お願い致します。

○本荘オブザーバー（日本ガス協会）

日本ガス協会の本荘です。ガス協会からは4点ほど意見させていただきます。

まず1点目は気温影響についてです。気温の影響を分析するというのはやはり難しく、ガス業界の場合、お客さまが給湯で使っているか、暖房で使っているかで気温の影響が変わってきます。また気温の影響だけではなく、給湯であれば水温、暖房であれば天気等がエネルギー消費に影響しており、気温のみの影響を切りだして、提供するのは難しいと感じております。

2点目は類似世帯との比較についてです。今回資料では大阪ガスの事例をご紹介していただいておりますが、類似世帯の比較が有効であるということは実感しておりますので重要と思っております。ただ類似世帯の比較については質も問う必要があると思います。点数を取るための類似世帯比較ではなく、顧客の実情に寄り添った比較になっているかが重要であり、それをどう評価するかが課題かと思っております。

3点目は情報提供の改善についてです。今回は全て一括で情報が見られるようにする方針が示されております。指針（１）、（２）は検針票、指針（３）、（４）は検針票以外で提供している現状がございます。そのため（３）、（４）の認知度が低くなっているものと推察します。例えば（４）の情報は機器更新のタイミングでないと消費者に興味を持っていただけないため、（１）、（２）と同じ場所に掲載すれば興味が湧くかという、それも難しいと思います。また現状では、個人の情報と一般的な情報を分けて表示しております。一括にまとめて認知度を上げたいという考えは理解できますが、例えば一部情報はリンク貼り付けで対応することも評価していただきたいと考えております。

最後に評価点についてです。今回はアンケートを行い、アンケート結果に基づき評価方法を検討し、結果を公表していく方針かと思っております。アンケートの後に評価方法が決まるというスケジュールになりますので、評価の基準が決まっていないう中で個々の会社の比較をするのではなく、評価方法が明確に決まって一定期間経った後に評価の公表をお願いしたいと考えております。評価基準等が定まっていないう中で結果が公表されるというのは課題があると思っております。以上です。

○田辺座長

ありがとうございました。事務局から回答いただく前に委員の方でご意見ございましたら、お願い致します。それでは杉浦委員、お願い致します。

○杉浦委員

先ほどオブザーバーの方から、消費者が各事業者の Web サイトへアクセスしたくなるような工夫をされているという大変興味深いご発言がございました。多くの事業者がこのような取り組みを行うようになるのは大変望ましいことですので、消費者が自ら情報へアクセスするよう促す取り組みというのは加点評価しても良いのではと思いました。先ほど、国からの情報については、公正な情報が Web サイト上にあり、必要に応じて消費者がアクセスできるという点が重要だと申し上げましたが、個々の事業者からの情報については、いかに消費者に情報を活用してもらえるかが重要です。このような観点から、どれだけ消費者が事業者の Web サイトを閲覧しているかを把握することは重要と感じました。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。それでは青木委員、いかがでしょうか。

○青木委員

先ほど ENECHANGE 様より、エネルギー小売事業者を「省エネ情報提供の有無」で絞り込みを行うことについてご提案がございましたが、消費者は価格で会社を選択する傾向

がある中で、どれだけ消費者がこの選択肢を使用するかは分からないと感じました。それよりも ENECHANGE 様をご提供する電気代シミュレーションを通じて、電気料金に悩みを持つ消費者へ省エネ情報を提供すると、消費者が省エネに対して関心を持つのではと思います。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。西尾委員、いかがでしょうか。

○西尾委員

先ほど資料 1 の P.20 についてご質問させていただき、久保山課長補佐よりご回答いただきました。配点等を業界別に変えていくとのご発言がございましたが、いずれにせよ取り組みを行った事業者が評価されることが重要かと思いますので、この点を踏まえて評価スキームをご検討いただければと存じます。参考コメントにはなりますが、P.20 の「※」が付記された評価項目というのは、一般的な表現にすることも一案と思いました。例えば「電力需給状況に応じたエネルギー消費を促す情報」は「エネルギー需給状況に応じた消費を促す情報」、「電源構成の開示」は「供給側のエネルギーの使用の合理化に関する情報（電源構成等の開示）」とすることで一般化できるかと思います。ただ、事後的に細かな修正やできないといったこともあると思いますので、試行しながらご検討いただければと思います。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。平山委員、お願い致します。

○平山委員

先ほど ENECHANGE 様よりご提案がございました件について、コメントさせていただきます。城口オブザーバーからもご発言がございましたが、消費者へ情報提供をすることが電力会社を選択することに繋がってほしいと考えております。第 1 回の際にも申し上げましたが、どのような情報提供方法が望ましいのかを検討する必要があります。例えばラベルがいいのか、ポイントがいいのか、電気シミュレーションと併せて載せるのがいいのか、などです。どのような情報提供を用いるかは ENECHANGE 様等の比較サイトによる試行錯誤の取り組みになるのかもしれませんが、消費者にしっかりと情報を伝えることがエネルギー小売事業者を選ぶ理由になるような検討が必要になると思いました。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。オブザーバーの皆様、もしご発言があればお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。それでは事務局より追加のコメントや回答をお願い致します。

○久保山省エネルギー課長補佐

様々なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。基本的には全て事務局側で検討してまいりたいと考えております。ご意見に対し、いくつか我々の考えを示させていただきます。

まず佐藤オブザーバーより類似世帯との比較にはノウハウが必要なため一般的なエネルギー消費量を国から提示してほしいとのご意見を頂戴しました。類似世帯との比較については、指針に定めるだけでなく、ガイドラインにて、どのような方法で、どのような点に留意して類似世帯を行うべきか、について明確化しなければいけないと考えております。平山委員からのご指摘にありましたブーメラン効果などの留意点を踏まえながら、類似世帯比較をするようガイドライン上に規定したいと考えております。

また、様々な取組を東急パワーサプライ様が行われているとのことですが、ご紹介いただいた事例はまさに「その他創意工夫」に該当するかと思います。検討中のアンケート調査にて、我々が把握できていない取組をしっかりとご報告いただければ、加点項目として組み込んでいきたいと考えておりますので、アンケートについてご協力いただきたいと考えております。

電事連様、日本ガス協会様から気温影響についてハードルが高いとのご意見を頂戴しましたが、他方で気温影響に関する情報を提供することで省エネルギーに繋がる、エネルギー消費に密接な関係を有している側面もございますので、何らかの形で情報提供を進めていきたいと考えております。指針で規定するのか、それとも加点措置とするのか、ガイドラインに規定するのかなど、いくつか案はございますが、事業者の負担感と省エネ効果を踏まえた上で改めて事務局で検討してまいります。

情報提供を集約化する見直しについて、リンクを貼るといった対応についてもご提案いただきましたが、そのような対応でも評価する方針でございます。例えば1つのWebページに省エネ機器の助成制度を全て記載するというのは、消費者にとって情報過多になる可能性がございますので、助成制度の情報が整理されているWebページのリンクを指針(1)、(2)に定めている情報と併せて紹介することも、集約化の1つと考えております。事業者の方の工夫の中で実施していただければと思います。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。

○江澤省エネルギー課長

総論的な話で申し上げますが、料金だけでエネルギー小売事業者が競うのではなく、省エネ情報提供・サービスでも競い、それが省エネに繋がっていくことが重要と思っております。この点は我々と委員、オブザーバー、事業者の中で共通認識になりつつあると考えております。評価制度につきましては、まだ論点はございますが、精緻な評価スキームを初めから確立することは難しいため、まずは最低限必要な評価基準等を検討し、少しずつよい制度になるよう育てていきたいと思っております。また、各事業者が様々な創意工夫を行っているかと思っておりますので、それらを評価できるよう精緻化させていきたいと考えております。また、皆様のご意見を伺いまして、消費者のWebページ等へのアクセス率や滞在時間等の実績値を把握することも創意工夫として評価対象になると思いました。情報提供に関する取組と実績値を組み合わせるようによりなる改善を図っていき、省エネ情報の提供という観点

で事業者間の競争が促されるような制度にしていきたいと思います。

○田辺座長

ありがとうございます。西尾委員、お願い致します。

○西尾委員

気温影響については実証等の経験があり、影響を示すことは重要であると承知しております。ただ実際には定量的な分析が難しいです。データの数が非常に少ない上、家庭によってエネルギー消費の動向が全く異なるので、統計的に気温影響について言及することが難しい現状があるということをお伝えしておきます。以上です。

○田辺座長

ありがとうございます。平山委員、お願い致します。

○平山委員

少し別の観点で省エネ効果の検証についてです。P.26に「閲覧率毎の世帯当たりの消費エネルギーの算出による情報提供の効果測定」とありますが、省エネへの興味というバイアスが存在します。閲覧率が高い人は元々省エネへの関心が高く、低い人は関心がないということになりますので、両者は比較対象にはなりませんので、こちらを加点として評価してしまうのは問題かと思います。やはり省エネ効果の検証についてもガイドライン上で方法を規定することが必要と感じました。イギリスでは、省エネ情報の提供による省エネ効果を過大に報告する事業者が現れることを懸念して、評価方法のガイダンスが2020年12月に策定されました。将来的には日本もガイダンスの策定等の対応が必要になると考えております。以上です。

○田辺座長

貴重な情報、ありがとうございました。

○久保山省エネルギー課長補佐

ありがとうございました。今年度の検討会は今回で終了となりますが、ご指摘いただいた内容を踏まえて、次年度以降も引き続き議論してまいります。評価スキームにつきましては1年間かけて丁寧な設計をしていきたいと考えておりますので、引き続きご協力の程、お願い申し上げます。

■ 閉会

○田辺座長

委員、オブザーバーの皆様におかれましては非常に活発なご議論いただきまして、ありがとうございました。それでは事務局より今後のスケジュールについてご説明をお願い致します。

○羽島（みずほ情報総研株式会社）

皆様ありがとうございました。今後について、今年度の検討会は本日が最終となりますが、来年度も本日も議論いただいた事業者アンケートの実施や評価制度の試行的運用に向けて、

引き続き、検討会を開催する予定となっております。委員、オブザーバーの皆様におかれましては、今後とも本検討会へのご協力をお願い致します。

それでは、本日の検討会はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

以上